

日本国憲法

【前文】

日本国民は、正当に（選挙）された（国会）における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との（協和）による成果と、わが国全土にわたつて（自由）のもたらす（恵沢）を確保し、（政府）の行為によつて再び（戦争）の（惨禍）が起ることのないやうにすることを決意し、ここに（主権）が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも（国政）は、国民の（厳粛）な（信託）によるものであつて、その（権威）は国民に由来し、その（権力）は国民の代表者がこれを行使し、その（福利）は国民がこれを（享受）する。これは人類（普遍）の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の（憲法）、（法令）及び（詔勅）を排除する。

日本国民は、（恒久）の（平和）を念願し、人間相互の関係を支配する（崇高）な（理想）を深く自覚するのであつて、（平和）を愛する諸国民の（公正）と（信義）に信頼して、われらの（安全）と（生存）を（保持）し

ようと決意した。われらは、(平和) を維持し、(専制) と(隷従)、(圧迫) と(偏狭) を地上から(永遠) に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある(地位) を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく(恐怖) と(欠乏) から免かれ、(平和) のうちに(生存) する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに(専念) して他国を(無視) してはならないのであつて、政治(道徳) の法則は、(普遍) 的なものであり、この法則に従ふことは、自国の(主権) を維持し、他国と(対等) 関係に立たうとする各国の(責務) であると信ずる。

日本国民は、国家の(名誉) に向け、全力をあげてこの(崇高) な(理想) と(目的) を達成することを誓ふ。